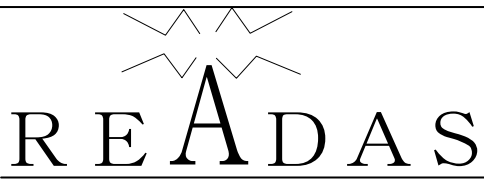


第 5751 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月11日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 配偶者控除の改正と源泉徴収

Q：平成29年度の税制改正で配偶者控除が改正になりましたが、源泉徴収事務はどうなりますか？

A：次のようになります。

【解説】

平成29年度の税制改正では、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが見直されました。合計所得金額が1,000万円を超える居住者は配偶者控除の適用対象外となり、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(改正前は38万円超76万円未満)となりました。

源泉徴収事務は、税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める場合に、居住者の合計所得金額が900万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が85万円以下である者(源泉控除対象配偶者)についてのみ、扶養親族等の数に加えて計算することとなりました。また、同一生計配偶者(居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人)が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとなります。

なお、居住者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の控除対象配偶者については、年末調整又は確定申告において配偶者控除の適用を受けることとなります。

